

日本書店商業組合連合会 殿 株式会社 教育システム 殿

日書連マーク書誌情報 兼 ソフト本屋ツール申込書

別紙の「日書連マーク利用規約」「本屋ツール使用許諾書」の内容に合意の上、日本書店商業組合連合会の日書連マーク書誌情報を申込みます。書誌情報・サービスの提供と回収については、株式会社教育システムが行います。

申込日			
貴社名			
フリガナ 代表者	印		
所在地	〒	—	
電話番号		FAX番号	
フリガナ 利用支店名	本店と同じ場合は省略可能です		
利用支店住所	〒	—	
支店電話		支店FAX	
フリガナ 利用責任者		フリガナ 担当者	
メールアドレス	@		
利用学校(図書館)数	館		
利用学校リスト (10校以上の場合は代表的な学校図書館10校(館をご記入ください))			
立		立	学校
立		立	学校
立		立	学校
立		立	学校
立		立	学校

個人情報の利用目的について、以下の「個人情報の取り扱いについて」の内容に同意いたします。

※(自署 押印をお願いします)

署名

印

個人情報の取り扱いについて	
1) ご記入いただきましたお客様の個人情報は、問合せいただいた製品に係る連絡並びに弊社が販売している製品や新規製品のご案内、ご購入いただきました製品に関する最新情報の提供のために利用させていただきます。	
2) 第三者提供及び共同利用は行いません。なお、選定基準を満たした預託先に、個人情報を預託する場合があります。	
3) 個人情報のご提供にご同意いただけない場合には、当社のサービスを受けられない場合があります。	
4) ご提供いただいた個人情報について、開示、訂正、削除を請求することが出来ます。ご請求の手続、その他個人情報に関する問い合わせは、下記まで、ご連絡ください。	
株式会社 教育システム 個人情報保護管理者 長尾幸彦	

【送付先・問合せ】

株式会社 教育システム (担当:長尾) 〒453-0853 名古屋市中村区牛田通一丁目21番地

TEL:052-471-5219 / FAX:052-471-5471 E-Mail: info@gakkou.jp

<教育システム 記入欄>

開始予定日		終了日	
通信欄			
備考			

<日書連・新バードネットセンター使用欄>

販売			
2次供給	1. 新バードネットセンターより受信 2. 代行業者 3. その他()		
開始予定日		終了日	
通信欄			
備考			

<承認印>

OPL承認	日書連事務局	バードセンター	代行業者 株式会社 教育システム	
-------	--------	---------	---------------------	--

一般書店向けデータ提供価格

初期データ CD 代金		10,000円	初回のみ
毎月データ使用料金	1校まで	2,000円	毎月
	6校まで	3,000円	毎月
	9校まで	4,000円	毎月
	15校まで	5,000円	毎月
	16校以上	6,000円	毎月

担当学校数は書店様の自己申告とし、後述のルールで半年分前払い徴収致します。

対応ソフト

本屋ツール 定価50,000円 通常仕切80%を 実費のみ2,000円でご提供。

提供条件

1. 日書連加盟の書店であること。
2. 日書連 MARC 使用料金 初期 10,000 円+毎月の上記金額 円(日書連+サーバー利用)料を支払うこと。学校数の変更があった場合は半年更新毎に申告して下さい。
3. 使用許諾範囲を遵守すること。
4. 日書連 MARC 提供の趣旨(対 TRC のための書店支援である)に賛同すること
5. みずからの商売、売り上げを守るために電算化の勉強をする強い意志があること。

使用許諾範囲

1. 購入書店店内での利用は支店も含めて何台でも許諾致します。
2. 近隣の日書連加盟書店へコピーして配布することも許可致しますが、データ代金のお支払いはコピーを受け取った書店が行うことを必須といたし、その責めをコピーさせた書店に求めます。
3. 司書のいない小中学校においてこのソフトは学校では不要のはずですが、しかし遡及入力(古い蔵書の入力)を行いたいと学校が申し出て、且つ学校がそれを行う場合、その期間(1ヶ月程度を目処として)書店直接の顧客である学校にも使用許諾致します。こちらも台数は不問です。

支払い方法

商品送品時に振込用紙と自動引き落とし依頼書を同封致します。初期請求書により振込んでください。以後の継続データ料金自動引き落としは年2回(2月と8月)6ヶ月分データ料金を前払いいただきます。引き落とし前に継続の意志と学校数の確認をいたしますのでお申し出下さい。

備考

不正コピー等および学校数の不正申告が発覚した場合には初回に遡及して差額の2倍をご請求申し上げます。

日書連 MARC 書誌情報利用規約

日書連 MARC データセンターである株式会社教育システム(以下 教育システムと称します)は日書連 MARC 書誌の頒布を開始致します。

日書連 MARC の利用申し込み、利用許諾、利用料金の決済等すべての業務は教育システムが代行致します。日書連 MARC ソースデータを訂正加除したことによる教育システムの著作権は留保いたします

この規約(以下「本規約」といいます)は、日書連 MARC の利用申込者(以下「利用者」といいます)が、日書連 MARC を利用するにあたりその条件を定めるものとし、利用者は本規約に同意の上、日書連 MARC を利用するものとします。

第1条 (日書連 MARC の利用承諾と規約の発効、本規約の変更、届出内容の変更)

1. 本規約は、教育システムが利用者より必要事項が記入された教育システム所定の申込み用紙を受付、その申込を承諾したときに教育システムと利用者間で成立するものとします。
2. 前項の規定に係らず諸事情により、教育システムは申込みを拒絶することがあります。
3. 教育システムは、利用者が本規約の各項を遵守することを条件に日書連 MARC を使用許諾します。
4. 利用者は、登録事項に変更(合併その他の理由による他法人への地位の継承を含む)があった場合は、速やかに教育システムが定める所定の方法で教育システムに届出するものとします。

第2条 (日書連 MARC のサービス範囲と利用条件)

1. 日書連 MARC の意義
 - (1) MARC は本質的に図書館で利用されるものです。本規約は書籍流通業者、装備業者が日書連 MARC を利用して図書館員の図書装備作業を代行、補助し付加価値を創出する用途に供する場合の規約で、排他的権利を保障するものではありません。
 2.
 - (1) 日書連 MARC の使用目的は以下の通りです。それ以外の目的での利用は教育システムの書面での許可なくしては禁じます。
 - 全件 MARC から該当書籍データを抽出し図書館へ提供すること。
 - 教育システム指定の暗号化された全件 MARC を所持する図書館に対し、利用者の使用許諾範契約に則り新刊差分データを提供すること。
 - 書籍納品にあたり必要な装備、台帳作成等に利用すること。
 - 図書館蔵書のデータ作成
 - (2) 日書連 MARC の仕様
 - 教育システムは日書連 MARC として、日書連および教育システムが著作権を持つ書誌情報データを提供するものとします。
 - 書誌情報の内容並びに配信手段については、別途定める日書連 MARC 仕様書に準じます。
 - 日書連 MARC 仕様書は、内容向上等を目的に改訂する場合があります。改訂を行う場合、教育システムは事前に利用者に通知するものとします。
 - (3) 日書連 MARC の頒布
 - 利用者が初期書誌マスタを構築するための CD - ROM による頒布サービスを実施します。CD - ROM の頒布は利用者からの申込都度製造し、送付するものとします。
 - 直接教育システムデータサーバにアクセス可能な利用者に対しては、オンラインによるデータ頒布サービスを実施します。
 - 接続可能な時間帯並びに接続方法等については別途定める日書連 MARC 仕様書に準じます。
 - (4) その他、教育システムが認定する頒布業務代行業者を経由してデータ頒布を実施します。
 - (5) 日書連 MARC は小中高等学校図書館への提供を目的としており、それ以外の利用目的は教育システムの書面による許可を必要とします。
 3. 利用者は、日書連 MARC を第三者に頒布・複製・貸与・譲渡・転売することは出来ません。
 4. 不正利用が判明した場合、利用開始時に溯って日書連 MARC 使用権の剥奪と以後の利用申込を拒絶します。この際、既に利用者が支払いを実施した費用については返却いたしません。不正利用に係る損害はこれを請求致します。

第3条 (利用者ID、パスワード管理、ライセンスの管理)

1. 利用者は、利用者ID、使用許諾証明書(ライセンスシート)、日書連 MARC データを適正に管理する責任を負います。
2. 利用者ID、使用許諾証明書(ライセンスシート)、日書連 MARC データの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、教育システムは一切責任を負担しないものとします。
3. また、利用者は、利用者ID、使用許諾証明書(ライセンスシート)、日書連 MARC データを紛失・盗難または正当な権利の無い第三者がこれらを使用していることが判明した場合、直ちに教育システムにその旨を連絡するとともに、教育システムの指示がある場合はこれに従うものとします。

第4条 (情報・サービスの保証範囲)

教育システムは、利用者が日書連 MARC を利用する場合、日書連 MARC の利用又は運用の結果についてはいかなる保証も行わないこととします。

第5条 (利用料金)

1. 日書連 MARC の利用料金は別途定める価格の通りとします。
2. 料金の種類は以下の通りとします。

(ア) CD - ROM

日書連 MARC の利用を始める際に、初期情報として CD - ROM でデータを頒布します。その CD - ROM の製造並びに送付に対する対価となります。

(イ) 利用料(月額料金)

利用者が、日書連 MARC の利用の有無に係わらず料金月(暦月とし、以下同様とします。なお利用期間が1ヶ月に満たない場合も1料金月とみなします)毎に支払う日書連 MARC の利用料金をいいます。この料金は、原則として本規約が成立した当月の1日より発生します。なお、電話回線基本料、通話料、インターネット接続料金等の料金は利用者の負担となります。

第6条 (支払い)

1. 利用者の教育システムに対する代金は、各サービスの利用料金に基づき月単位で算出され、教育システムは定期的に利用者又は頒布業務代行業者へ請求書を送付し、自動引き落としにより代金の回収を致します。
2. 利用者は、前項の代金を利用者の指定口座より指定日に教育システムに自動引落することにより支払うものとします。尚、頒布業務代行業者が利用者からの回収代行を行う場合は、その限りではありません。
3. 教育システムは原則として理由の如何を問わず、支払いを受けた代金の払い戻しを行わないものとします。
4. 教育システムは支払いを受けた代金の領収書の発行は行わないものとします。

第7条 (本規約の変更)

教育システムは利用者の承諾を得ることなく、教育システムが適当と判断する方法で利用者へ通知することにより本規約を変更できるものとします。但し、日書連 MARC の内容については変更の1ヶ月前、利用料金の変更については変更の2ヶ月前までに書面で通知するものとします。

第8条 (機密保持)

1. 教育システム並びに利用者は、日書連 MARC の利用により互いに知り得た相手方の業務上または技術上の機密を第三者に漏洩しないものとします。また、教育システムは、本規約の遂行により知り得た利用者のお客様の情報について第三者に漏洩しないこととします。
2. 前項の守秘義務は、日書連 MARC の利用終了後といえども有効に存続するものとします。

第9条 (第三者との紛争)

日書連 MARC の利用に関し、利用者と第三者との間において紛争が生じた場合、利用者の責任と費用にて解決するものとし、教育システムは一切責任を負わないものとします。

第10条 (障害対策)

教育システムは、日書連 MARC を提供する設備等が障害を起こし正常なサービスを提供できない場合は、障害時の直前に教育システムがバックアップしたデータに遡って日書連 MARC を再開することとします。この場合、教育システムは利用者へ通知することとします。

第11条 (禁止事項)

1. 利用者は、日書連 MARC の利用にあたり、第三者に損失又は損害を与える恐れのある行為、公序良俗に反する行為又はその恐れのある行為、犯罪的行為・犯罪的行為に結びつく行為又は恐れのある行為、その他法令に違反する又は違反する恐れのある行為を行ってはならないものとします。教育システムは利用者が禁止事項を行ったことを発見した場合は、教育システム MARC の利用を停止または本規約を解除することができるものとします。尚、利用者が行った禁止事項により教育システムが損害を被った場合は、利用者に賠償を求めることができるものとします。
2. 利用者が前項で禁止する行為を行った場合、その行為に関する責任は利用者が負担するものとし、教育システムは一切の責任を負わないものとします。

第12条 (知的財産権)

教育システムが利用者へ提供する日書連 MARC 並びに付帯資料に関して、著作権、特許権、意匠権、商標権及びそれらを受ける権利(以下総称して「知的財産権」といいます)は日書連および教育システムが有します。利用者は、日書連 MARC を利用する範囲内においてのみ使用を許諾されるものとし、その他本規約に記載の無い日書連 MARC に関する権利については教育システムに留保されています。

利用者は、日書連 MARC の利用にあたって、第三者の知的財産権等を侵害してはならないものとします。

第13条 (天災事変等についての免責)

教育システムは、天災、火災、騒乱等の不可抗力またはその他教育システムの責に帰すことの出来ない事由により本規約上の義務を履行できない場合は、その責を免れるものとします。

第14条 (損害賠償)

教育システムは、前条を除き教育システムの責に帰すべき事由により日書連 MARC が連続して24時間以上停止し、利用者が通常且つ現実の損害を被った場合に限り、利用者から支払われる当該月の代金の30分の1にサービス停止日数を乗じた額を限度として賠償し

ます。その他の場合は、回線の未切断等も含めた運用上の結果についてはいかなる理由に基づくものであれ、教育システムは損害賠償責任を一切負わないものとします。

第15条（規約の有効期間）

本規約の有効期間は、利用者が日書連 MARC を利用する期間とします。但し、期間満了の3ヶ月前迄に利用者と教育システム双方、または一方から書面による変更または解約の申し出がない限り、同一条件で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

第16条（利用者による日書連 MARC 解約）

前条の規定に係わらず、利用者は教育システムに対して1ヶ月前までに書面により日書連 MARC の解約の意志を通知し、かつ解約日までの月額料金を支払うことにより本規約を解約することができます。

第17条（日書連 MARC の解約）

1. 利用者並びに教育システムに、次の各号いずれかに該当する事由が生じた場合は、相手方は何等の催促を要せず本サービスの全部または一部を解約することができることとします。
2. 日書連 MARC の提供に基づき発生した債務の全部または一部について不履行があり、相当の期間を定めた催促を受けたにもかかわらず当該期間内に履行しないとき
3. 破産、整理、特別清算、会社更生、民事再生の申立てがあったとき
4. 解散の決議、または他の会社と合併したとき

第18条（残存条項）

日書連 MARC 解約後といえども、第8条(機密保持)、第9条(第三者との紛争)、第12条(知的財産権)、第14条(損害賠償)及び第20条(輸出管理)については、有効であるものとします。

第19条（権利の譲渡）

利用者は、教育システムの書面による事前の同意なくして、日書連 MARC を利用する権利を第三者に譲渡、再許諾、あるいは担保に供してはならず、また第三者に義務を継承できないものとします。

第20条（輸出管理）

利用者は、日書連 MARC の利用を通じて情報を輸出(非居住者への提供、開示を含みます)する場合は、外国為替及び貿易管理法、輸出貿易管理令、外国為替管理令及びこれらに係る省令、並びに米国の輸出管理法規及び付帯する規則を遵守するものとします。

第21条（協議解決）

本規約の解釈に疑義が生じた場合、または本規約に定めない事項については、利用者並びに教育システムは誠意をもって協議し解決するものとします。

以上の規約を了承し日書連 MARC の提供を申し込みます。